

# エコアクション21

# 環境活動レポート



平成28年11月～平成29年10月

新日本住宅株式会社

地球にやさしいエネルギーを考える会社です



平成30年3月31日

## 目 次

1. 組織の概要(事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等)  
対象範囲(認証・登録範囲)
2. 環境方針
3. 環境目標
4. 主要な環境活動計画
5. 環境目標の実績
6. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容
7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、  
訴訟等の有無
8. 代表者による全体評価と見直しの結果

## 1. 組織の概要、対象範囲

1. 事業所名  
代表者氏名

新日本住宅株式会社  
代表取締役 江島 香織

2. 所在地  
(対象組織)

本 社 〒830-0047 福岡県久留米市津福本町 1249-6  
倉 庫 〒830-0222 福岡県久留米市城島町青木島 36-22

3. 環境管理責任者

江島 博和

連絡先

TEL 0942-35-4526  
FAX 0942-36-1381  
Eメールアドレス k-eshima@k-sinnihon.co.jp

4. 事業の概要  
(対象活動)

総合建設業(建築、土木、とび土工)  
福岡県知事許可(特-27)第 56209 号 建築工事業  
福岡県知事許可(般-27)第 56209 号 土木工事業  
福岡県知事許可(般-27)第 56209 号 とび・土工工事

5. 事業の規模

資本金 2300 万円

(事業年度:11月～翌年10月)

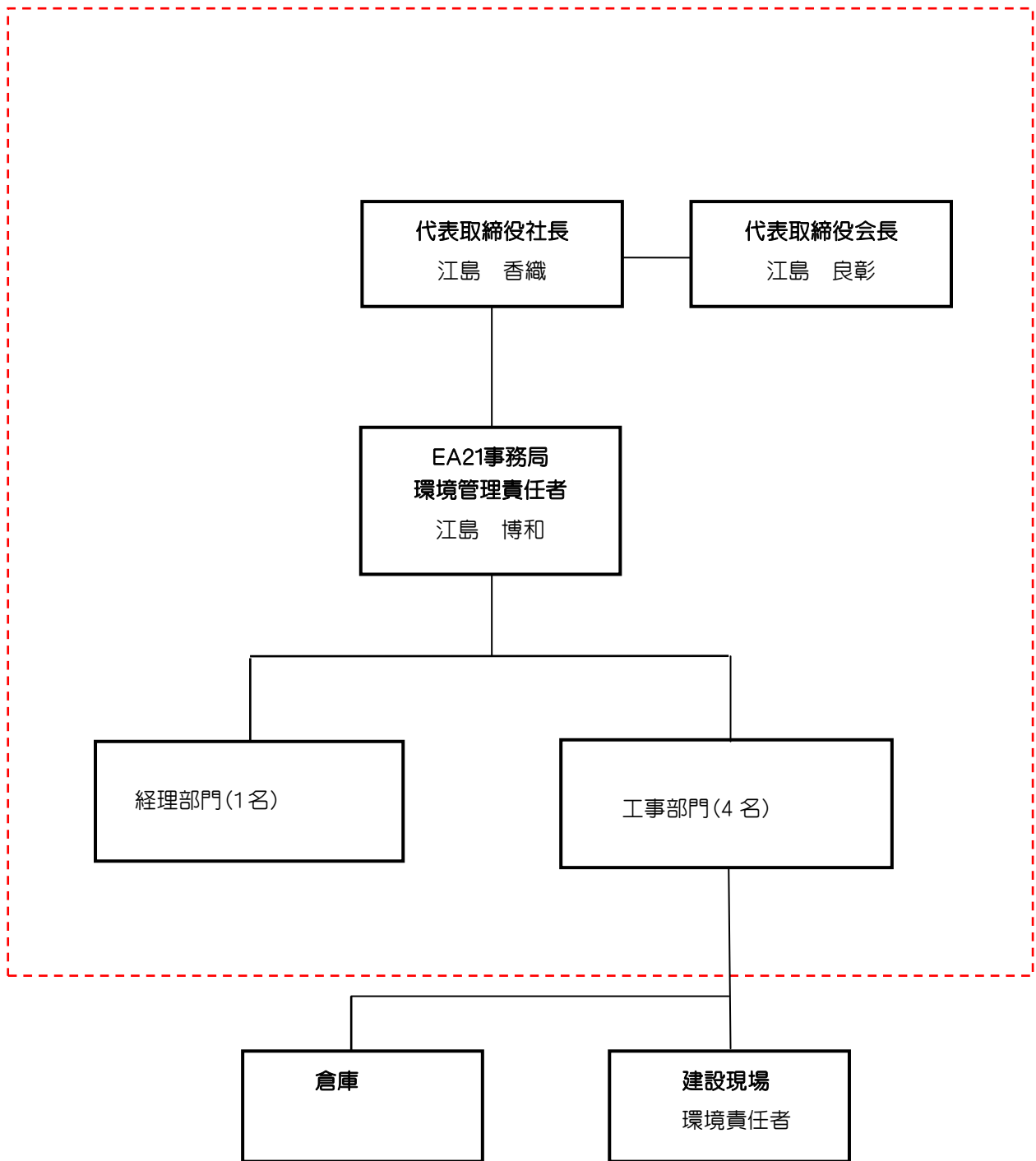
	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度
売上高	百万円	626	262	183
従業員数	人	9	10	7
床面積	m <sup>2</sup>	204.55	204.55	204.55

6. 認証・登録範囲

全組織・全活動

認証登録対象組織図

従業員数 7名



## 2.環境方針

# 環 境 方 針

当社は、建設業の活動において地球環境へ及ぼす環境負荷について理解し、環境負荷削減に積極的に取り組み、環境に配慮した循環型社会の構築に貢献します。

1. 次の事項に取り組みます。
  - (1) 二酸化炭素排出量の削減（電力、燃料使用量の削減）
  - (2) 廃棄物排出量の削減（建設廃棄物のリサイクルの推進を含む）
  - (3) 水使用量の削減
  - (4) グリーン購入の推進
  - (5) 環境に配慮した施工の推進
  - (6) 地域貢献活動の実施
2. 事業活動において適用される環境関連法規等を遵守します。
3. 環境方針を従業員全員に周知し、継続的に取り組みます。
4. 環境への取り組みを環境活動レポートとして公表します。

平成 25年8月 20 日  
新日本住宅株式会社  
代表取締役社長 江島 香織

### 3.環境目標

環境目標		単位	該当事業所	平成 23 年度 (基準年度) 実績	平成 26 年度 目標	平成 27 年度 目標	平成 28 年度 目標
1	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO <sub>2</sub>	全社	18281.8	17916 以下 (△ 2%)	17733 以下 (△ 3%)	17660 以下 (△3.4%)
	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO <sub>2</sub>	事務所	16571.6	16240 以下 (△ 2%)	16074 以下 (△ 3%)	16008 以下 (△3.4%)
	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO <sub>2</sub>	建設現場	1710.2	1676 以下 (△ 2%)	1659 以下 (△ 3%)	1652 (△3.4%)
(1)	電気使用量の削減	kWh	事務所	5493	5383 以下 (△ 2%)	5328 以下 (△ 3%)	5306 以下 (△3.4%)
	電気使用量の削減	kWh	建設現場	277	271以下 (△ 2%)	269 以下 (△ 3%)	267.5 以下 (△3.4%)
	ガソリン使用量の削減	L	建設現場	4468.4	4379 以下 (△ 2%)	4334 以下 (△ 3%)	4316.4 以下 (△3.4%)
	ガソリン使用量の削減	L	事務所	674	660 以下 (△ 2%)	654 以下 (△ 3%)	651以下 (△3.4%)
(2)	LPG 使用量の削減	Kg	事務所	74	72.5 以下 (△ 2%)	72 以下 (△ 3%)	71.4 以下 (△3.4%)
2	一般廃棄物排出量の削減	Kg	事務所	864	847 以下 (△ 2%)	838 以下 (△ 3%)	834 以下 (△3.4%)
	産業廃棄物最終処分量の削減	t	建設現場	22.2	21.8 以下 (△ 2%)	21.5 以下 (△ 3%)	21.4 以下 (△3.4%)
3	水使用量の削減	m <sup>3</sup>	事務所	254	249 以下 (△ 2%)	246 以下 (△ 3%)	245 以下 (△3.4%)
4	グリーン購入の推進	品目数	本社 現場	0	実施	実施	実施
5	環境に配慮した工事施工	件	建設現場	0	実施	実施	実施
6	地域貢献活動の推進	回	全社	0	3	4	5

備考:( )内の%、回は、平成23年度の実績をベースとしての削減率又は増加率を示す。

## 4. 主要な環境活動計画

### 4-1. 二酸化炭素排出量削減のための取組（責任者:江島博和）(△3%)

- (1) 電気使用量の削減(△3%)
  - ① 昼休み時間の消灯（担当:吉川由美）
  - ② 使用していないパソコンの電源を切る（担当:江島博和）
  - ③ エアコンの設定温度を決め実行する（担当:江島博和）
- (2) ガソリン使用量の削減 事務所(△3%)
  - ① エコドライブの実施（担当:吉川由美）
  - ② 定期点検の実施（担当:吉川由美）
- (3) ガソリン使用量の削減 建設現場(△3%)
  - ① エコドライブの実施（担当:中島道郎）
  - ② 定期点検の実施（担当:中島道郎）
- (4) LPG使用量の削減(△3%)
  - ① ガスコンロを効率的に使用する（担当:江島博和）

### 4-2. 廃棄物排出量削減のための取組（責任者:田中誉人）(△3%)

- (1) 一般廃棄物排出量の削減(△3%)
  - ① 分別によるリサイクルを推進する（担当:吉川由美）
  - ② コピー用紙裏紙を利用する（担当:吉川由美）
- (2) 産業廃棄物最終処分量の削減(△3%)
  - ① 分別によるリサイクルを推進する（担当:田中誉人）
  - ② 転用可能な資材を活用する（担当:田中誉人）

### 4-3. 水使用量の削減（責任者:江島良嘉）(△3%)

- ① 節水シールの貼付（担当:江島良嘉）
- ② 節水コマの取付（担当:江島良嘉）

### 4-4. グリーン購入の推進（責任者:吉川由美）

- 4 環境負荷ができるだけ小さいものを選ぶ

### 4-5. 環境に配慮した工事施工の検討・実施（責任者:江島博和）

- ① 環境配慮型機械を使用する（担当:江島博和）
- ② 建設機械のアイドリングストップを実施する（担当:江島博和）

### 4-6. 地域貢献活動の推進（責任者:中島道郎）(年間 3 回)

- ① 近隣の清掃活動を実施する（担当:中島道郎）
- ② 「筑後川河川美化ノーポイ運動」でゴミ収集活動に参加する（担当:中島道郎）

## 5.環境目標の実績

エコアクション21を運用した平成28年11月～平成29年10月における目標に対する実績は次のとおりであった。(年度:11月～翌年の10月)

※使用電力の二酸化炭素排出量は、九州電力の平成23年度実排出係数 0.525kg-CO<sub>2</sub>/kWh を使用して算出した。

目標	単位	平成23年度 (基準年度) 実績	平成28年 度目標	平成28年度 年実績	目標達成の (達成率)
二酸化炭素排出量削減 全社(△3%)	Kg-CO <sub>2</sub>	18281.8	17660 以下	17,565.23 (1,463.8/月)	(0.5%) ○
二酸化炭素排出量削減 事務所(△3%)	Kg-CO <sub>2</sub>	16571.6	16008 以下	7,658.38 (638.2/月)	(△52.2%) ○
二酸化炭素排出量削減 建設現場(△3%)	Kg-CO <sub>2</sub>	1710.2	1652 以下	9,906.85 (825.6/月)	(500%) ×
(電気使用量の削減) 事務所(△3%)	kWh	5493	5306 以下	6059 (504.9/月)	(14.2%) ×
(電気使用量の削減) 現場(△3%)	kWh	277	267.5 以下	2401 (200.1/月)	(797.6%) ×
(ガソリン使用量の削減) 現場(△3%)	L	4468.4	4316.4 以下	3,724.2 (310.4/月)	(△13.7%) ○
(ガソリン使用量の削減) 社用車(△3%)	L	674	651 以下	544.9 (45.4/月)	(△16.6%) ○
(LPG使用量の削減) (△3%)	kg	74	71.4 以下	11.7 (0.98/月)	(△83.6%) ○
一般廃棄物排出量の削減 事務所(△3%)	kg	864	834 以下	500 (41.7/月)	(△40.0%) ○
産業廃棄物最終処分量の削減 現場(△3%)	t	22.2	21.4 以下	0 (0/月)	(△100%) ○
水使用量の削減(△3%)	m <sup>3</sup>	254	245 以下	119 (9.9/月)	(△51.4%) ○
グリーン購入の推進	品目数	0	実施	5	○
環境に配慮した工事施工	件	0	実施	0	○
地域貢献活動の推進	回	0	5	13	○

備考:( )内の数値は、目標値に対する削減率又は増加率を示す。(実績値÷目標値-1)×100 で算出する。



## 6. 環境活動計画の取組結果とその評価

### 6-1.二酸化炭素排出量の削減

今期については夏季の異常気象の影響を受け、事務所内の空調機用の電力使用量が増加し、現場は大型物件の受注の為の削減が出来ず未達成になったが、全社では達成した。

### 6-2.廃棄物量排出量の削減

廃棄物排出量の削減は目標を達成しました。  
更にコピーミス防止、裏紙利用を徹底していく。

### 6-3.水使用量の削減

節水活動については朝礼等を通じて社員へ周知した活動を行っていく。

### 6-4.グリーン購入の推進

今期は活動が有効であり目標を達成できた。  
来期は「県産リサイクル応援活動」に取り組み、リサイクル商品購入を行っていく。

### 6-5.環境に配慮した工事施工

今回も計画に挙げている目標を達成できた。

### 6-6.地域貢献活動の推進

河川愛護活動として久留米市城島町の山ノ井川の清掃活動を年に2回実施し、久留米市の道路愛護活動では弊社から津福駅までのゴミ拾いを月2回実施しました。  
来期は県産リサイクル応援活動にも加入し、よりエコを意識した取り組みを行っていく。

## 節水・節電への取組み



社員一人一人の意識を高めるため  
掲示しています

## 地域貢献活動 『道路愛護活動』



道路愛護活動として月2回 ゴミ拾いを行います

## 地域貢献活動 『河川愛護活動』



河川愛護活動として河川のゴミ拾い、草刈り等を行います

## 7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規	要求事項	遵守状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物委託基準の遵守	適
	産業廃棄物処理の義務	適
	処理基準の遵守	適
	保管基準の遵守	適
	産業廃棄物の保管	該当無し
	保管の届出	該当無し
	許可業者への委託	適
	委託基準の遵守	適
	管理票(マニフェスト票)の交付	適
	管理票(マニフェスト票)の写しの保存期間	適
	管理票(マニフェスト票)に関する知事への定期報告	適
	管理票(マニフェスト票)の写しの送付を受けるまでの期間	適
	投棄禁止	適
	焼却禁止	適
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	建設業等を営む者の責務	適
	分解解体等実施義務	適
	届出に係る事項の説明義務	適
	請負契約に係る書面の記載事項	適
	再資源化実施義務	適
	発注者への報告等	適
	下請負人に対する元請業者の指導	適
自動車リサイクル法	使用済自動車の引渡義務	適
騒音規制法	特定建設作業の事前届出	該当無し
	規制基準の遵守	該当無し
振動規制法	特定建設作業の事前届出	該当無し
	規制基準の遵守	該当無し
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)	使用の制限	該当無し
	適応除外	該当無し
	特定特殊自動車を業として使用する者が守るべき指針	該当無し

環境関連法規	要求事項	遵守状況
消防法	貯蔵所を設置する際の、市町村長への届け出	該当無し
	危険物の品名、数量又は指定数量の倍数に変更をする際、10 日目までに市町村長への届け出	該当無し
	貯蔵庫の所有者・管理者は定期点検し、記録の作成と保存の実施	該当無し
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	特定家庭用機器をなるべく長期間使用し、廃棄物の排出を抑制する。	該当無し
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	使用済小型電子機器等を排出する場合、分別して排出し、再資源化を実施するものへ適正に引き渡す。	該当無し
大気汚染防止法 (特定粉塵に関する規制)	特定粉塵が使用されている建築物・工作物を解体又は改造する作業をする。	該当無し
	特定粉塵排出作業に係る規制基準は、種類又は作業の種類ごとに、環境省令で決める。	該当無し
	見やすい箇所に、作業期間・方法・連絡所等の掲示板を設ける。	該当無し
	特定粉塵排出作業を行い場合は、作業開始の 14 日前までに都道府県知事に届け出る。	該当無し
	特定粉塵排出作業の方法が作業基準に適合しないと認めるは、届出を受理した日から 14 日以内に限り作業方法に関する計画の変更を命ずることができる。	該当無し
	特定工事を施工する者は、特定粉塵排出等作業について基準を遵守しなければならない。	該当無し
建築基準法	建築材料に衛生上有害なものとして政令で定める物質を添加しないこと。 石綿等をあらかじめ添加した建築材料を使用しない。 居室を有する建築物にあつては、政令で定める物質の区分に応じ建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。	適
	石綿含有建材・クロルピリホス添加建材の使用禁止 ホルムアルデヒドに関する規制	適
学校環境の技術的基準	ホルムアルデヒド 100 $\mu$ g/m以下 トルエン 260 $\mu$ g/m以下 キシエン 870 $\mu$ g/m以下 パラジクロロベンゼン 3800 $\mu$ g/m以下 スチレン 220 $\mu$ g/m以下	該当無し

環境関連法規	要求事項	遵守状況
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努め、適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。	該当無し
	管理者判断基準の遵守	適
	第一種特定製品の廃棄等を行なおうとする者は自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。	該当無し
	フロン類をフロン類回収業者に引き渡す時、回収依頼書を交付して写しの3年間保存。 第三者に委託の場合は、委託確認書又は再委託承諾書を交付して3年間保存が必要。	該当無し
	第一種フロン類充填回収業者にフロン類を直接又は間接的に引き渡した時は、引取り証明書又は引取り証明書の写しを当該第一種特定製品廃棄等実施者は受領して3年間保存が必要。	該当無し
	第一種特定製品の廃棄等を行なおうとする者は自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。	該当無し
	何人もみだりに特定製品からフロン類を放出してはならない。	適

評価:当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。  
また、関係機関等からの指摘、利害関係者からの訴訟もありませんでした。

## 8. 代表者による全体評価と見直しの結果

### 8-1. 今回の取組の評価結果

先ず建設現場の二酸化炭素排出量については目標を上回っており、大型現場が多かったことが要因と思われますが、全社では目標を達成しています。

次に電気使用量ですが、現場での休憩や熱中症対策でエアコンの使用料が増え目標未達成となりました。

電気使用量については目標値を見直すことも今後は検討していかなければなりません。

### 8-2. 環境経営システムの評価結果

電気使用量の削減については、事務所、建設現場とも目標未達成となりました。

夏季の異常気象による空調機器の稼働率が上昇したことが未達成の大きな要因であると思います。

また、社内の電力使用量削減への取組みも十分に行えなかったことも要因と考えます。

### 8-3. 見直しの結果

環境目標の目標値を見直すこと、また継続してポスターやステッカー等を掲示し、環境活動や社会貢献を周知させていく。

(以上)